

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正						改正理由
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)						グローバルイノベーション研究院の助教の任期を、最大3年から最大5年とするための改正
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7	グローバルイノベーション研究院	農学府及び農学部、工学府及び工学部若しくは生物システム応用科学府を兼務する助教	3年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号	7	グローバルイノベーション研究院	農学府及び農学部、工学府及び工学部若しくは生物システム応用科学府を兼務する助教	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (令和5年7月19日教規程第29号)

この規程は、令和5年7月19日から施行する。